

令和6年度「手話であいさつを」運動普及促進事業委託先募集要綱

静岡県が発注する、令和6年度「手話であいさつを」運動普及促進事業委託に関する業務の企画提案の募集については、関係法令に定めるもののほか、この募集要綱によるものとする。

1 目的及び概要

静岡県手話言語条例の制定を踏まえ、県民誰もが手話で簡単な挨拶ができるることを目指す「手話であいさつを」運動の一環として、多くの県民が手話に触れる機会を創出するため、県内のイベント会場及び大型商業施設内催事場等における手話体験の実施等により、手話の普及啓発を行う。

本事業内容の企画運営内容の充実と実施の効率化を図るため、企画提案を募集する。提出された企画提案をもとに、審査選定を行い企画運営事業の委託先を決定する。

2 委託業務名

令和6年度「手話であいさつを」運動普及促進事業委託

3 委託業務の内容

別紙1「仕様書」のとおり

4 委託費

2,482,000円 上限（税込）

5 委託契約の期間

契約の日から令和7年3月26日（水）まで

6 応募資格

以下の（1）から（7）までの要件をすべて満たす者であること。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 直近1年間において、法人税、県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている者でないこと。

(6)次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7)宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

7 応募申込書、企画提案書及び見積書に係る注意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、別紙2「応募について」のとおり応募申込書、企画提案書及び見積書を提出する。

8 選考

別紙3「選定について」のとおり、書類審査及びプレゼンテーションによる随意契約(プロポーザル)。

9 応募書類提出先・問い合わせ先(平日午前8時30分から午後4時30分まで)

静岡県 健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課 身体障害福祉班

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 西館2階

電話 054-221-3737

FAX 054-221-3267

E-mail shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp